

## 国民年金保険料について

令和2年度の国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料を納付することが経済的に難しい場合は、未納のままにせず、保険料免除制度・納付猶予制度

を、学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。  
更に、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は産前産後期間の免除制度があります。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611  
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

## 町県民税について (納期限 6月30日)

町県民税(第1期)の納期限などは、次のとおりです。

●納期限 令和2年6月30日(火)

●納付場所

- ①あぶくま信用金庫 本・支店
- ②福島さくら農業協同組合 本・支店
- ③東邦銀行 本・支店
- ④いわき信用組合 本・支店
- ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
- ⑥福島銀行 本・支店

- ⑦大東銀行 本・支店
- ⑧広野町役場 出納室
- ⑨コンビニエンスストア

●口座振替日

あぶくま信用金庫 令和2年6月30日(火)  
その他の金融機関 令和2年6月26日(金)  
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 町民税務課 ☎0240-27-4160

## 第11回特別弔慰金について

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

●支給対象者

令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)

4 左記1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。)

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期間

令和2年4月1日(水)~令和5年3月31日(水)

●留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

●請求窓口

健康福祉課窓口

問 福島県保健福祉部社会福祉課

☎024-521-7923

## 教育長に根本修行氏が就任



本年4月1日付で広野町教育委員会教育長に就任いたしました根本 修行です。

私は平成25年3月まで学校教職員として、また定年退職直後から令和2年3月まで広野町教育委員のひとりとして広野町の教育に携わって参りました。

この経験を活かし、広野町のさらなる教育活動展開の一助となるべく日々邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 副町長に松本正人氏が就任



本年4月1日付で広野町副町長に就任いたしました松本 正人です。

副町長という責務の重さに改めて身の引き締まる思いであります。私は、平成30年2月まで町の職員として、また本年3月末までは広野町教育委員会教育長として様々な業務に携わってきました。

これまでの行政経験を活かし、さらなる町政発展のため誠心誠意努力してまいります。

## 広野町金婚祝について

金婚祝記念品の申込受付を行います。令和2年中に金婚を迎えられるご夫婦(昭和45年に結婚されたご夫婦)はお申込みください。

●対象者

町内に住所を有し、令和2年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦及びこれまで資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦

●申込期限 令和2年7月3日(金)

●申込窓口 健康福祉課窓口

●申込書類 申請書など

※書類等詳細については健康福祉課にお問い合わせください。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

## 児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付現況届(現況届)は、現在児童手当または児童手当特例給付を受けている方が、引き続き支給を希望される場合に必要な届出です。対象者の方には現況届を5月末にお送りします。

また、平成31年1月から令和元年12月までの所得が未申告の方は、町民税務課において、所得の申告をお願いします。

●対象者

現在児童手当または児童手当特例給付を受けている方で、町からの現況届に関する書類がお手元に届いた方

●届出期限 令和2年6月30日(火)

●届出窓口 こども家庭課窓口

※郵送の場合は令和2年6月30日までの消印有効

●届出書類 現況届、保険証の写しなど

※書類等の詳細につきましては、同封されている通知文をご覧ください。

問 こども家庭課 こども育成係

☎0240-27-2115